

◇◇◇◇ **日本臨床検査技師連盟だより** ◇◇◇◇**政府与党内に議員連盟、議員懇話会立上げ****公明党「臨床技師制度改革議員懇話会」発足**

去る、2月12日(水曜日)午後3時から、衆議院第一議員会館会議室において公明党の「臨床技師制度改革議員懇話会」の第1回目の会合が開かれ、公明党衆参両院から25名が参加した。この公明党の議員懇話会の正式名称を「臨床技師制度改革議員懇話会」と称し、会長に前厚生労働副大臣の榊屋敬悟氏が就任して挨拶を述べた。その他の役員として副会長に福島 豊氏、幹事長に上田 勇氏が就任した。

初会合では、当会が抱えている色々な問題について日頃からご指導いただいている他、当会の窓口で色々お世話になっている上田 勇議員の司会進行で会議が進められ、岩田会長から坂口厚生労働大臣に提出した要望書の4項目の要望内容(①臨衛技法2条の医師の指導監督、②衛生検査技師の廃止、③生理学的検査の機能別包括化、④一部検体検査の業務制限)について説明した。

また、併せて厚生労働省で検討している「臨床検査技師、衛生検査技師に関する在り方等検討会」の進捗状況についても説明した。

その後、議員懇話会のメンバーから当会の要望内容について具体的な質疑があり、公明党側としては、「在り方等検討会」の進捗状況も含めて厚生労働省と連絡をとって本格的な検討を進めることを約束した。

また、この後に日本臨床検査技師連盟役員が自由民主党 熊代昭彦議員と面談すると共に、橋本龍太郎元総理の事務所にも出向き、自民党「臨床検査制度推進議員連盟」(仮称)の立上げの具体的な日程調整についてお願いした。

この折衝の結果、橋本議員の日程が立て込んでいるため、議連の立ち上げは3月にずれ込むことが予想される。このたびの自民党議連の入会者は、2月10日現在で97名となり、100名に手が届くところまでになっている。

公明党「臨床検査技師制度改革議員懇話会」

平成 15 年 2 月 12 日現在

顧問	参議院議員	浜四津 敏子	副幹事長	衆議院議員	赤羽 一嘉
顧問	衆議院議員	冬柴 鐵三	副幹事長	衆議院議員	江田 康幸
顧問	衆議院議員	太田 昭宏	副幹事長	衆議院議員	白保 台一
顧問	衆議院議員	北側 一雄	副幹事長	衆議院議員	田端 正広
顧問	衆議院議員	井上 義久	副幹事長	衆議院議員	谷口 隆義
顧問	参議院議員	山口 那津男	副幹事長	衆議院議員	若松 謙維
顧問	衆議院議員	西 博義	副幹事長	参議院議員	山下 栄一
会長	衆議院議員	榎屋 敬悟	幹事	衆議院議員	池坊 保子
副会長	衆議院議員	福島 豊	幹事	衆議院議員	河上 暉雄
幹事長	衆議院議員	上田 勇	幹事	衆議院議員	久保 哲司
			幹事	衆議院議員	山名 靖英
			幹事	参議院議員	荒木 清寛
			幹事	参議院議員	沢 たまき
			幹事	参議院議員	山本 保
			幹事	参議院議員	渡辺 孝男

以上 25 名

日本臨床検査技師連盟責任者会議から質問事項への回答

Q 公務員は、日本臨床検査技師連盟の会員になれますか

A 法律に「公務員は政治連盟に加入してはならないとは規定されていない」

したがって、日本国憲法により、すべての国民は集会、結社、言論、出版その他一切の表現の自由を保障されている(憲法第 21 条)。また、国民は法の下において平等であり、人種信条、性別又は門地により、政治的、経済的又は社会関係によって差別されることはない(憲法第 14 条)、との解釈から加入をお願いしている。

公務員には国家公務員法、地方公務員法(第 36 条)により、(政治的行為の制限)があるので参照されたい。ここでも「職員がその結社に関与しないで実現した政治団体の役員以外の構成員(会員)になることは、本項の規定にふれるものではない」と 36 条の逐条解説の運用に記載されている。